

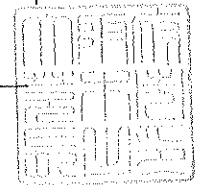
茨木市公告第17号

病院誘致に係るコンサルティング業務委託に係る
プロポーザル公告について

病院誘致に係るコンサルティング業務の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので公告します。

令和2年6月29日

茨木市長 福岡 洋



1 業務概要

(1) 目的

求める市内の医療環境の方向性、誘致病院の役割・医療機能、整備手法、誘致に伴うリスク要因等の医療経営視点を含む専門的な必要事項について検討を行い、基本整備構想の策定等を行う。

(2) 業務名

病院誘致に係るコンサルティング業務委託

(3) 業務内容

プロポーザル仕様書のとおり

(4) 業務期間

令和2年8月19日（予定）から令和3年3月31日まで

2 当該業務の予算額

18,150,000円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でな

ければならない。

- (1) 茨木市（以下「市」という。）の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 過去5年間において、本業務と同種の業務で請負金額が5,000,000円以上の業務の履行実績があること。
なお、同種の業務とは、病院の誘致、建築、移転、統廃合等に関する基本構想策定等の支援業務をいう。

4 プロポーザル実施要項について
別添のとおり

5 問い合わせ先
茨木市 健康福祉部保健医療課 担当 能勢
TEL：072-655-2756（直通）
E-mail：hokeniryo@city.ibaraki.lg.jp